

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業者名	指定通所介護事業所 あい里
所在地	〒409-0126 山梨県上野原市コモアしおつ1-41-1
事業者指定番号	1971500192
管理者・連絡先	小俣 昌登 0554-88-9955
サービス提供地域	上野原市・大月市・相模原市緑区

2 事業所の職員体制等

職 種	業 務 内 容	人 員
管理者 (生活相談員兼務)	事業所の従事者の管理、業務の管理を行う。	1名(常勤兼務)
生活相談員 (管理者兼務)	指定通所介護の利用の申込み等の調整、指定通所介護の利用者及び家族に対する相談助言、事業所の従事者に対する技術指導、通所介護計画書の作成等を行う。	3名(常勤兼務)
通所介護従業者	指定通所介護の業務に当たる。	16名(常勤6名) (非常勤10名)
機能訓練指導員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための、機能向上訓練の指導及び助言を行う。	1名(常勤)
看護職員	指定通所介護の看護業務を行う。	2名以上 (非常勤2名以上)
介護職員 (運転手兼務)	指定通所介護利用者の援助、助言等の業務を行う。	10名以上 (常勤4名以上) (非常勤6名以上)
調理員	通所介護利用者の昼食等の調理を行う。	4名(非常勤)
事務職員	指定通所介護に係る事務を行う。	1名(常勤兼務)

3 営業日及び営業時間

営業日	月曜から土曜日
営業時間等	営業時間 午前8時00分から午後5時00分 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時00分

4 介護給付サービス

- (1) 入浴 (2) 送迎 (3) 食事 (4) 排泄介助 (5) 個別機能訓練(要介護者)
(6) 運動器機能向上(要支援者) (7) その他の日常生活の世話

5 サービス利用料及び利用者負担額

(1) 利用料・利用者負担金

介護保険の適用がある場合は、利用料の1割から3割が利用者の負担金となります。

<ア> 介護保険対象サービスの自己負担額

大規模型通所介護費(Ⅱ)(要介護者) 利用時間：7時間以上8時間未満

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料(1割)	607円	716円	830円	946円	1,059円
利用料(2割)	1,214円	1,432円	1,660円	1,892円	2,118円
利用料(3割)	1,821円	2,148円	2,490円	2,838円	3,177円
自己負担割合	1割		2割		3割
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	22円		44円		66円
入浴介助	40円		80円		120円
中重度者ケア体制加算	45円		90円		135円
認知症加算	60円		120円		180円
個別機能訓練体制加算(Ⅰ)	56円		112円		168円
ADL維持等加算(Ⅱ)	60円/月		120円/月		180円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数 × 9.2%		(所定単位数 × 9.2%) × 2		(所定単位数 × 9.2%) × 3

※2割、3割負担の方は負担割合ごとに乗じて算定する。

<イ> 実費サービス負担額

食費	700円/回(おやつ代を含みます。)
紙おむつ	1枚/200円
その他の実費	利用の都度(趣味活動、外出、行事など別途実費になるもの)

(2) 提供地域以外の交通費

〔1事業所の概要〕のサービス提供地域以外の地域の方は、サービス提供地域を超えた地点からあなたの自宅までの走行距離について、1キロメートルにつき30円です。

(3) 利用者負担金支払方法

利用者負担金は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下の方法でお支払い下さい。

①各自指定金融機関の自動引き落とし(毎月20日)

②送迎時の現金集金

③下記指定口座への振り込み

都留信用組合上野原支店 普通預金 2158770 (株)芳寿

(4) 介護保険以外のサービスとなる場合(サービスの利用料の部分が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。

6 サービスを中止する場合

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までに下記の連絡先にご連絡ください。

あい里	電話 0554-88-9955
-----	-----------------

7 相談窓口、苦情対応

- ① 当事業所のお客様相談・苦情担当
サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

あい里 当社 お客様相談コーナー 担当 管理者 小俣 昌登	電 話 0554-88-9955 F A X 0554-20-6115
-------------------------------------	--

- ② その他
当事業所以外に、上野原市役所の長寿健康課窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に苦情を申し立てることもできます。

上野原市役所長寿健康課	電 話 0554-62-3111
大月市介護保険総合相談窓口	電 話 0554-22-2111
山梨県国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口	毎週水曜日 午前9時～午後4時 電 話 055-223-2112

8 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合、町、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- (3) 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- (4) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策を講じる。

※1対1介助のサービス提供ではございません。そのため、予見できない転倒など施設に安全配慮義務違反がない場合は、賠償の対象にならない場合もございます。

9 緊急時の対応方法

利用者の主治医または事業者の協力医療関係への連絡を行い、医療等の指示に従います。
また緊急連絡先の連絡をいたします。

別紙様式に記入をお願いします。